



江戸川区ラグビースクール規約

令和2（2020）年8月1日



江戸川区ラグビースクール規約

令和2（2020）年8月1日策定

第1章 総則

（名称）

第1条 このスクールは、江戸川区ラグビースクール（以下「当スクール」という。）という。

（所在地）

第2条 当スクールの所在地は、江戸川区内とする。

（目的及び理念）

第3条 当スクールは、国際化・多様化が進み、激変する時代において、次代を担う子どもたちの健全な育成や文武両道の実現に寄与するとともに、地域社会の活動拠点として、行政や企業とも連携しながら、ラグビーを通じて、あらゆる世代にラグビーに触れる機会を提供し、もって、ラグビーの普及育成に資することを目的とする。

2 当スクールは、会員をはじめとする全ての者がラグビーを楽しむことを目指し、安全、礼儀、尊重、集中、規律及び感謝を基本理念とする。

（活動内容）

第4条 当スクールは、前条に掲げる目的及び基本理念の下、次に掲げる活動を行う。

- 一 ラグビー（この規約において、ジュニアラグビー、ミニラグビー及びタグラグビーを含む。）の練習及び試合
- 二 交流会等による他のラグビースクールとの交流・親睦
- 三 各種大会への参加
- 四 トップリーグその他の試合の観戦
- 五 トップレベルの選手やコーチとの交流
- 六 地域の子供達や会員の保護者に対するラグビー体験の機会の提供
- 七 ラグビー体験会及び各種のセミナーや教室の運営企画・実施
- 八 合宿、バーベキュー、イベントその他の活動
- 九 その他当スクール目的達成のための活動

第2章 スクール生及び保護者

（対象）

第5条 当スクールの会員の対象は、男女の幼児（運営委員会で定める年齢に達した者に限る。）並びに小学生及び中学生であって、以下に該当するものとする。

- 一 当スクールの目的、基本理念、各方針に賛同する者
- 二 本規約及び当スクールの定めるその他の規程を遵守する者

- 三 健康状態が良好な者
- 四 本人及びその保護者が過去に当スクールの除名等を受けていない者
- 五 暴力団及びそれに類する組織またはその構成員ならびにそれらに準ずる者ではない者
- 六 前各号に規定するもののほか、当スクールが適当と認めた者

(入会及び新年度の継続登録)

- 第6条 当スクールの会員になろうとする者は、運営委員会が別に定める申込書により、代表に対して入会を申し込まなければならない。
- 2 校長は、前項の申込みがあったときは、運営委員会の議決を経て、その申込みに対する入会の可否を決定する。
 - 3 会員及びその保護者は、入会に当たり、運営委員会が別に定める承諾書を提出しなければならない。
 - 4 会員が年度ごとに行う継続登録についても、前各項を準用する。

(保護者)

- 第7条 会員の保護者は、入会と同時に保護者会員となる。
- 2 当スクールは、保護者会の会員に対して、スクールの活動に対する協力を要請することができる。

(遵守事項)

- 第8条 会員は、次に掲げることを遵守する。
- 一 ラグビーのルールを守ること
 - 二 チームワークを守り、クラブの仲間を大切にすること
 - 三 当スクールの規約及び方針を守ること
- 2 会員の保護者は、次に掲げることを遵守する。
- 一 当スクールの規約を守り、当スクールの方針及びそれに基づく指導を尊重すること
 - 二 大会等に参加する際に、駐車場利用や自家用車送迎等について主催者や当スクールから示されたルールを遵守すること

(入会金、会費及び活動費)

- 第9条 会員は、運営委員会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 会員は、このスクールが別途指定するユニフォーム(スクールジャージ)、ヘッドギア等の練習用具を購入し、及びそれを着用しなければならない。
 - 3 前項に定めるもののほか、会員は、このスクールの活動に必要となる費用を負担しなければならない。

(退会)

- 第10条 会員は、大会を届け出ることにより、任意に退会することができる。
- 2 当スクールは、会員が退会する場合には、当該会員に対し、入会金及び退会前に納入した会費を返還しない。ただし、第1項により退会する場合であって、保護者の転居等、やむを得ない事情があると当スクールが認めるときにはその限りでない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会員の資格を喪失するものとする。

- 一 退会届を提出したとき
 - 二 1ヶ月以上会費を滞納したとき
 - 三 除名されたとき
- 2 前項第2号又は第3号により会員の資格を喪失した場合には、前条第2項を適用する。

(除名)

第12条 当スクールは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会員の資格を停止し、又は除名することができる。

- 一 第5条に適合しなくなったとき
 - 二 第8条第1項に反することをを行ったとき
 - 三 この規則及びスクールの方針その他運営委員会で定めた事項に違反したとき
 - 四 このスクールの信用を害し、名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - 五 当スクールの指導又は円滑な運営に支障を生じる可能性があるとき
 - 六 出席が常でなく、又は、団体活動が困難であるとき
 - 七 当スクールの秩序を乱すと認められたとき
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、会員資格の継続がふさわしくないと認められたとき
- 2 当スクールは、会員の保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該会員の資格を停止し、又は除名ことができる。
- 一 第5条第1号、第2号、第4号又は第6号に適合しなくなったとき
 - 二 第8条第2項に反することをを行ったとき
 - 三 前項3号から第8号までに該当するとき
- 3 前2号に関する処分に対して、会員及びその保護者は、異議を申し立てることはできない。

第3章 運営及び活動の実施

(スクールの運営)

第13条 このスクールに、代表及び副代表を置く。代表は1名とし、副代表は3名を超えないものとする。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行するものとする。
- 3 このスクールに運営委員会を置く。運営委員会は、代表及び副代表により構成するものとし、その議長は代表が務める。
- 4 当スクールの具体的な運営に関しては、当規約に基づき、運営委員会によってこれを決定するものとし、運営委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - 一 この規約の変更
 - 二 会計規約その他の規約
 - 三 運営方針、指導方針及び指導ガイドライン
 - 四 年度計画
 - 五 予算
 - 六 コーチ等の指導停止及び除名
 - 七 会員の入会及び除名
 - 八 入会金及び会費の額

九 資産の管理方法

十 その他このスクールを運営するのに必要な事項

- 5 運営委員会の議決は、原則として、全員一致とする。
- 6 運営委員会において、協議を尽くしても全員一致とならない議題については、当該協議から二週間以上の期間を経過した後に、再度協議し、全員一致を目指す。これによっても全員一致とならない場合には、運営委員総数（議長を含む。）の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 運営委員会は、協議及び議決に当たり、顧問、事務局長、ヘッドコーチ、主任コーチ、アドバイザー等の意見を聞くことができる。

(スクール活動の実施)

第14条 このスクールの活動を実施するため、以下の役職者を置く。

- 一 校長
- 二 監督
- 三 事務局長
- 四 指導監査員
- 五 顧問

- 2 校長は、当スクールを代表し、指導を含むスクール運営全般を統括する。
- 3 監督は、指導を統括する。
- 4 事務局長は、このスクールの運営に関する会計及び事務を統括し、及び運営委員会の庶務を行う。事務局長は、事務局全体で会計及び事務を確実に実行するため、事務局の担当者及びその役割等を定める。
- 5 指導監査は、指導方針及びガイドラインを基礎として、適切な指導が行われていることを確認し、及び必要に応じて、各指導者に指摘、注意及び助言を行う。
- 6 顧問は、当スクールの運営や指導に対して助言を得ることを目的として置くものであり、行政、ラグビーフットボール協会、代表経験者、企業ラグビーチーム等の有識者に依頼するものとする。顧問は、当スクールの運営について、意見を述べるができる。
- 7 校長は、代表をもって充てる。

(指導体制)

第17条 当スクールの指導者は、当スクールの趣旨に賛同し、指導方針及び指導ガイドラインに従って指導を行うことを約した者から選任する。

- 2 指導者になろうとする者は、当スクールが定める同意書に署名するものとする。
- 3 同意書は、署名を行った年度の末まで有効なものとする。ただし、当スクールが、新年度首に向けて更新を不要と判断した者については、継続して署名したものとみなす。
- 4 監督は、ヘッドコーチ、主任コーチ、サポートコーチを人選し、校長の了承を得て、これを決定する。また、監督は、コーチ等の各人の担当及び役割等を定める。
- 5 コーチ等の任期は、1年を越えないものとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 監督は、運営委員会の議決を経て、年間の指導計画を定める。
- 7 監督は、ヘッドコーチ及び主任コーチに対して、担当するカテゴリーや学年の指導計画の作成を求めることができる。
- 8 監督は、運営委員会の議決を経て、指導に関するアドバイザーを選任することができる。

- 9 監督は、運営委員会の議決を経て、トレーナーその他指導に必要な第三者を選任し、又は依頼することができる。
- 10 コーチ等及びアドバイザーは、会計規約に基づいて、指導に係る必要経費等の補助を受ける場合を除き、無報酬とする。
- 11 当スクールは、コーチ等が次の各号のいずれかに該当する場合には、このスクールの活動目的を達成する観点から、別途定める手続きに従い、当該コーチ等に対して、指導の停止を命じ、又は解任しなければならない。
- 一 この規約、運営方針、指導方針その他の決定事項に反したとき
 - 二 指導者として相応しくない指導等を行ったとき
- 12 指導者に対する任免等については、この規約に定めるほか、指導ガイドラインによるものとする。

(サポーター部門)

- 第16条 このスクールの目的及び活動に賛同し、支援する地域関係者、企業、行政機関、団体等をサポーター部門と称する。
- 2 サポート部門の細則については、運営委員会の議決によって、別途定める。

第4章 保険

(スポーツ保険及び免責)

- 第19条 会員及びコーチ等は、このスクールが指定するスポーツ安全保険に加入する。
- 2 このスクールの活動に従事しているときに、会員、コーチ等が、理由の如何を問わず、負傷または死亡した場合には、前項の保険で付保される範囲内で補償を受けるものとする。
- 3 当スクールの活動及びこれに関連する行動において発生した会員の傷害及び事故等に対しては、上記スポーツ傷害保険の範囲で解決するものとし、それ以外に当スクール及びコーチ等に対して補償や責任を求めない事を誓約し、これを入会の条件とする。

第5章 規約の変更

(規約の変更)

- 第20条 このスクールが規約を変更しようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

第6章 雑則

(個人情報保護)

- 第21条 このスクールに提供された個人情報は、このスクール活動を運営する目的の範囲内で利用するものとし、個人情報保有者の同意がある場合または正当な理由がある場合を除いて、第三者に開示しない。
- 2 前項に関わらず、当スクールは、活動中に撮影した動画及び静止画については、当スクールのホームページや広報で用いることができる。

(細則)

- 第22条 この規約の施行について必要な細則は、代表がこれを定める。